

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（対内調整）(4)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 在沖縄外資系企業 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43435

建設省

建設省

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

建設省外計振発第22号

昭和46年3月30日

外務省アメリカ局長 殿

建設省計画局



在沖縄外資系企業の取扱い等について

昭和46年3月13日付け米北/合第527号にて検討依頼の
あつた様記については、下記のとおり回答します。

なお、本件については、今後さらに慎重に検討することとして
いるので申し添えます。

記

1. トーキング・ペーパー(案)については、特別の意見はない。
2. 企業別については、別添企業リスト記入のとおりである。

総務
総務
渉外
漁業
航空
科学技術
連絡調整
調査
カナダ
局庶務



企業リスト (1) No. 1

1. 詳細において免許を受けて事業を行っているもの。

番号	業種	企業名	業種	備考1	備考2
70	70	エイトスコ	建設関係ソフト見積り、監督指導サービス	A	B
119	70	BJB&アソシエイツ(株)	建設関係技術顧問業	A	B
110	65	依イテシー・テクノロジーズ・コーポレーション(株)	賃貸、販売用の建物建築	B	B
6	8	インテック・コーポレーション	不動産、エンジニアリング	B	B
24	40	ケンサー(株)(株)	建物の建造及び賃貸業	B	B
112	70	ライオン・エンジニア(株)(株)(株)	建築技術サービス、必要物資輸入 測量	B	B
20	29	IHA 株式会社 KE TEI CO. LTD	ホテル、レストラン、ゴルフ場	B	
		Jorgem Schierbeck and Associates	建築設計監理業	A	B

(注) ① 備考欄1にAと記入されている企業については、復帰後申請に際しては、外資法上の認可が与えられる見込みである。

② 備考欄1にBと記入されている企業については、事業の内容が不明であること等により、現時点で分類がないと直接判断できないため、さらに調査をすすめる必要がある。

③ 備考欄2にAと記入されている企業については、復帰後申請に際しては、外資法上の免許許可等が与えられる見込みである。

② 備考欄2にBと記入されている企業については、申請に際しては、復帰後申請に際しては、外資法上の認可が与えられる見込みである。

企業リスト(2)

3

又 沖縄県において免許を要せずに事業を行っているもの
(本令11号2項の表に該当するもの)

番号	業種	企業名	業種	備考1	備考2
217	別17	トランス・アジア・エンジニアリング アジアエィ(株)	建築エンジニアリング	B	B
212	別12	アズワン・ソリューション アズワン(株)	建設業	B	B
206	1-6	インテック・システムズ インテック(株)	建物、土地検査サービス	B	B
210	別10	システム・リサーチ・アンド・エンジニアリング システム・リサーチ・アンド・エンジニアリング株式会社	土地情報の提供	B	B
213	別13	アズワン・ソリューション アズワン	建設業	B	B
215	別15	アズワン COIP	建設業	B	B
216	別16	システム・リサーチ・アンド・エンジニアリング システム・リサーチ・アンド・エンジニアリング株式会社	建築電気機械等諸工事	B	B
243	別43	JHW Incorporated	建設業及び各種建設材料輸入	B	B
206	別16	TKU 建設会社	建設業	B	B
222	別22	システム・ソリューション	設備の建設	B	B
208	別8	DF システムズ & サービス Ltd	建設業	B	B

(注) 備考欄1, 2のA, Bは本令(1)の企業リスト(1)に同じ



アメリカ局長

7/21/92

参事官

北米第一課長

建設省

建設省外計振発第22号

昭和46年5月8日

外務省アメリカ局長 殿

建設省計画局長



沖縄の本土復帰に伴う外資系企業の取扱いについて
(第2次)

昭和46年3月13日付け米北/合第527号にてご依頼のあつた標記については、下記のとおり回答します。

記

企業別判定については、次の条件のもとに別紙企業リスト記入のとおりとする。

[備考1について]

① 復帰時において、本土で自由化されている範囲については、本土と同様の取扱いとする。

② 復帰時において、本土で自由化されている範囲を越える場合には次のとおりとする。

- A. 復帰時において営んでいる業務の範囲に限定する。
- B. 営業活動の地域を沖縄だけに限定する。

[備考2について]

① 復帰時において、各業法上の資格要件を具備しているものに限る。

4/21/92

要理
市事務官
総務
(縄
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
凡



企業リスト (1)

No.

1 沖縄において免許を受けて事業を行っているもの。

番号	業種	企業名	業種	備考1	備考2
6	8	アインジ コオポレーション	不動産, エン지니어リング	A	A
23	29	IHA ホテルズ & リゾート CO, Ltd	ホテル, レストラン, コルフ場	A	A
24	30	エンサー (株)	建物の建造及び賃貸業	A	A
70	80	マテストコ	建設関係のテスト設備, 監督指導サービス	A	A
111	35	エイシー・デバロップメント コオポレーション (米)	賃貸, 販売用の建物の建築	A	A
118	70	ライオン・アソシエイツ(琉球)(株) (米)	建築技術サービス, 必要物資輸入, 測量業	A	A
119	28	BJR & アソシエイツ (比国)	建設関係技術顧問業	A	A
		Jorgen schierbeck and Associates	建築設計監理業	A	A

(注) ① 備考欄1にAと記入されている企業については, 復帰後, 申請に
おきかずに外資法上の認可が与えられる見込みのもの。

② 備考欄2にAと記入されている企業については, 復帰後申請に
おきかずに外資法上の免許, 許可等が与えられる見込み
である。

企業リスト (2)

No.

2 沖縄において免許を要せずに事業を行っているもの
(附令11号2項に於けるに該当するもの)

番号	業種	企業名	業種	備考1	備考2
206	別6	TKU建設会社	建設業	A	A
208	別8	D.F. フィックス & アズ Ltd	建設業	A	A
210	別10	シネコム・リアルエステイト Ltd	土地情報の提供	A	A
213	別13	デューン コンストラクション corp	建設業	A	A
215	別15	パップコム corp	建設業	A	A
216	別16	リクスジ コンストラクション CO (株)	建築, 電気, 機械等の請負工事	A	A
217	別17	トランス・アパ・エンジニアリング アソシエイツ (株)	建築エンジニアリング	A	A
222	別22	スナバ コオポレーション	設備の建設	A	A
242	別43	アパイン・アソシエイツ・コンストラクション (株)	建設業	A	A
243	別43	JHW Incorporated	建設業及び各種建設資材輸入	A	A
206	別6	パップ・フィックス & アズ (株)	建物, 土地検査サービス	A	A

(注) 備考欄1, 2, 9のAについては企業リスト(1)に同じ。